

福岡県医発第886号(保)

平成16年 8月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



医療用具の保険適用について

標記の件につきまして、平成16年7月30日付保医発第0730001号厚生労働省保険局医療課長通知により、平成16年8月1日から新たに保険適用となった医療用具(「区分A2」、「区分B」および「区分C1」)が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「区分A2」、「区分B」および「区分C1」の定義につきましては下記のとおりです。

今回、「区分C1」として、暫定価格による保険償還の希望があった「Cypher ステンツ」が、「132 心臓手術用カテーテル」の「(3)冠動脈用ステントセット」の「①一般型」を類似機能区分として保険適用され、平成16年8月1日から同年9月30日までの間に行われた療養については保険償還価格として318,000円が適用されます。平成16年10月1日以降は、新たに設定される機能区分および保険償還価格が適用されることとなりますが、詳細については後日別途通知されます。

また、当該ステントの取扱いに関連して、平成16年7月30日付薬食審査発第0730005号・薬食安発第0730005号として厚生労働省医薬食品局審査管理課長および同局安全対策課長の連名で「塩酸チクロピジンおよびCypher ステンツの適正使用について」が通知されたのを受け、平成16年7月30日付厚生労働省保険局医療課事務連絡で、「Cypher ステンツにかかる取扱いについて」が示されました。

冠動脈ステント治療には抗血小板療法が必須ですが、Cypher ステンツに係る標準的な抗血小板療法期間より長く設定され、当該療法に際しては、塩酸チクロピジン製剤の使用が推奨されています。

塩酸チクロピジンについては、従来から重篤な副作用の発現防止のため注意喚起の徹底がお願いされてきたところではありますが、今般のCypher ステンツの販売にあたり、当該製品の添付文書に「警告」が記載されることになりましたので、使用に際しては十分ご留意下さい。「警告」の内容については、別紙2をご参照下さい。

なお、「区分C1」の「Cypher ステンツ」およびその取扱いにつきましては、日本医師会雑誌9月1日号に掲載が予定されています。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

上記資料が参っております。(50ページ)必要な方は当医師会事務局へご連絡ください。



記

- A 2 : 当該医療用具を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年3月厚生省告示第54号)に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分のいずれかに該当するもの。
- B : 当該医療用具が、特定保険医療材料およびその材料価格(材料価格基準)(平成14年3月厚生労働省告示第98号)に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。
- C 1 : 当該医療用具を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定または見直しについて審議が必要なもの。